

1 調査審議の結果

長野県子ども支援委員会は、長野県教育委員会に対し、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年 7 月 10 日条例第 32 号）第 18 条第 5 項に基づき、以下の措置を講ずるよう勧告する。

- （1）長野県教育委員会は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号文部科学省初等中等教育局長スポーツ・青少年局長通知）に従い、本件体罰事案について正確な事実認定を行うため、当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し、客観性、中立性、公平性、専門性が担保された組織による可能な範囲での再調査を速やかに実施するよう要請すること。その際には特に、当該生徒らにとっての安心感、安全感が保障された環境で、利害関係のない相手からの聞き取り等による調査を実施すること。

そのうえで、長野県教育委員会は再調査結果にもとづいて当該教諭の体罰行為を再度、評価認定すること。

さらに、当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し、当該生徒が受けた身体的苦痛や精神的苦しみに対して、当該生徒の意向を踏まえた十分なケアを行うよう求めること。

- （2）長野県教育委員会は、学校現場における体罰や人格を傷つける暴言、練習等への参加や不参加の強制等を含む指導による同様の被害が発生するのを防ぐため、教員や管理職への研修、再発防止策の策定等、必要かつ十分な措置をとり、さらに充実させること。

2 勧告の理由

当該生徒は当該中学校での部活動において顧問教諭より体罰を受け、当該中学校卒業後もなお心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しんでいる。

長野県子ども支援委員会（以下「本委員会」）は、当該生徒及び保護者からの人権救済申出を受けて、当該中学校、当該市町村教育委員会及び長野県教育委員会に対し体罰認定に関する資料の提出を依頼した。その後、当該中学校、当該市町村教育委員会及び長野県教育委員会より提出された資料と当該生徒及び保護者から提出された資料との比較検討を行った。その結果、本委員会は、当該中学校、当該市町村教育委員会及び長野県教育委員会による体罰の事実認定につき、客観性、中立性、公平性、専門性の各観点から調査が十分に尽くされていないとの判断に至った。さらに本委員会は、当該教諭の体罰行為がこの不十分な調査によって過小に評価されたのではないかと考えた。

体罰が行われた際の実態把握について、文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日）（以下「文部科学省通知」）の中で次のように述べている。

教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

これに対し、本件では遅くとも平成30年5月の時点で「体罰と疑われる事案」があったことを当該中学校が把握し、その後、保護者から詳細な資料が提出されていたが、この資料は精査されることなく、「文部科学省通知」にしたがった適切な調査が実施されなかった。さらに、当該教諭の体罰にかかる懲戒処分では、当該生徒の主張や保護者から提出された資料等が十分に検討されることなく、結果として、調査対象者の証言が一致した事実のみを認定したため、実態として、体罰を行った教諭の主張に沿ったかたちで加害の事実が認定され、当該生徒の受けた被害が過小に評価されることとなったと考えられる。このため、当該生徒は部活動で受けた体罰による人権侵害の救済を求めている。

また、本件にかかる当委員会の調査からは、部活動において勝敗等の結果を重視するあまり、体罰や生徒の人格を傷つける暴言、練習等への参加や不参加の強制等を含む指導もやむを得ないとの認識が一部の顧問や当該学校関係者の間に根強く残っていることが危惧された。本件のような体罰被害の再発を防止し、部活動に励むすべての子どもたちの人権と人格を守るためには、教育関係者が学校現場における部活動の意義を根底から考え直す必要がある。

以上の検討を踏まえ、本委員会は長野県教育委員会に対して上記の勧告を行うことを決定した。